

令和7年度

介護サービス事業者の ための集団指導

相模原市役所 健康福祉局

地域包括ケア推進部 福祉基盤課

高齢指定・指導班



1. 高齢者虐待防止の取組について



★介護サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の必要な措置について講じなければなりません。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと



① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催について

ポイント	留意事項
構成メンバー	<u>管理者を含む幅広い職種で構成</u> し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
開催時期	<u>定期的</u> に開催すること。
設置・運営方法	運営委員会など <u>他の委員会と独立して設置・運営することが必要</u> であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設（事業所）に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
検討する事項	<u>7つの事項</u> について
職員への周知	委員会で得た結果（施設（事業所）における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、 <u>従業者に周知徹底を図る</u> 必要がある。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要。

虐待防止検討委員会で検討すべき7つの事項について

- 1 **虐待防止検討委員会その他事業所内の組織**に関する事
- 2 **虐待の防止のための指針の整備**に関する事
- 3 **虐待の防止のための職員研修の内容**に関する事
- 4 虐待等について、**従業員が相談・報告できる体制整備**に関する事
- 5 従業員が虐待等を把握した場合に、**市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法**に関する事
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる**再発の確実な防止策**に関する事
- 7 前号の**再発の防止策を講じた際にその効果についての評価**に関する事



② 虐待の防止のための指針を整備すること

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項



③ 虐待の防止のための従業者に対する研修について

ポイント	留意事項
内容	<u>虐待等の防止に関する基礎的内容</u> 等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止の徹底を行うものとする
実施回数	指針に基づき、研修プログラム（年間計画）を作成し、 <u>定期的な研修（施設系：年2回以上、居宅系：年1回以上）を実施</u> するとともに、 <u>新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施</u> すること
実施方法	施設内研修で差し支えないが、全員が受講できるよう、 <u>動画による研修や外部機関等を活用することも可</u> 。また、小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい
記録	研修の実施内容について記録し、保管すること。従業員から報告書や受講アンケート等を徴して、虐待の防止の取組に役立てる。



④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

・なお、同一施設（事業所）内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設（事業所）の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者



2. 身体的拘束等の適正化について

【対象サービス】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護



身体的拘束等の禁止について

「**身体的拘束等**」とは、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）等の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として、禁止されています。

★緊急やむを得ない場合の3つの要件を満たすことが必要です★

①切迫性

②非代替性

③一時性

身体的拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体的拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。



★介護サービス事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる必要な措置について講じなければなりません。対象：【施設、居住系サービス、短期入所、短期療養】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

★ 緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織として、これらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこと。また、具体的内容について、記録しておくこと。



① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催について

ポイント	留意事項
構成メンバー	<u>管理者を含む幅広い職種で構成</u> し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。また、第三者や専門家（精神科専門医等）を活用することが望ましい
開催時期	<u>3か月に1回以上</u> 開催すること
設置・運営方法	運営委員会など <u>他の委員会と独立して設置・運営することが必要</u> であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない
検討する事項	<u>6つの事項</u> について
職員への周知	介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設（事業所）全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのもの。決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要



身体的拘束等適正化検討委員会で検討すべき6つの事項について

- 1 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- 2 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、1の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- 3 身体的拘束等適正化検討委員会において、2により報告された事例を集計し、
分析すること。
- 4 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の
発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- 5 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- 6 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。



② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

- 1 施設（事業所）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- 2 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 4 施設（事業所）内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方針に関する基本方針
- 5 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 6 入所者（利用者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



③ 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について

ポイント	留意事項
内容	<u>身体的拘束等の適正化の基礎的内容等</u> の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止の徹底を行うものとする
実施回数	研修プログラム（年間計画）を作成し、 <u>定期的な研修（年2回以上）を実施</u> するとともに、 <u>新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施</u> すること
実施方法	施設内研修で差し支えないが、全員が受講できるよう、 <u>動画による研修や外部機関等を活用することも可</u> 。また、小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい
記録	研修の実施内容について記録し、保管すること。従業員から報告書や受講アンケート等を徴して、身体的拘束等の適正化の取組に役立てる。



3. 事故発生の防止及び発生時の対応について

【対象サービス】

①～④に関すること：全サービス共通

⑤：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院



①本市への事故報告書の提出方法について

～報告が必要な事由～

No	報告が必要な事由	備考
①	入居者（利用者）が受傷または死亡に至る事故の発生	受傷の程度は、原則として医療機関に受診した場合
②	誤薬の発生	利用者に医師の処方内容のとおり薬を投与せず、医師の診察又は指示を受けた場合
③	食中毒及び感染症の発生	インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症法に定めるもの
④	職員（従業者）の法令違反及び不祥事等の発生、利用者の処遇に影響がある場合	個人情報に関する書類の紛失等
⑤	サービス提供中に、利用者の所在が不明となったとき	
⑥	上記以外で相模原市長が特に事業者等に報告を求める事故が発生した場合	



①本市への事故報告書の提出手順について

～提出手順～

事故発生後、家族等への連絡も含め必要な対応を行うとともに、速やかに電話により報告するようにして下さい。

事故発生日から **5日以内** に事故報告書を提出して下さい（**第一報**）

事故発生日から5日以内に事故の対応（原因分析及び再発防止策）が完了しないものについては、事故報告書を提出した後も適宜、状況を報告し、事故の対応が完了した時点で再度、事故報告書を提出すること（**最終報告**）

※事業者は、本市、被保険者の属する保険者（保険者が本市以外の場合）及び利用者や利用者家族と事故の事実関係を共有できるようにし、利用者や利用者家族に対しては、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて、交付するようにして下さい。

※電子申請を基本とし、やむを得ない場合は郵送も可。



②事故が発生した場合の必要な措置について

- ・入所者（利用者）に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに相模原市、入所者（利用者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

※事故が発生した場合の**対応方法**については、**あらかじめ定めておくこと**が望ましいです。

※家族への連絡、説明及び報告については、**迅速かつ丁寧な対応を心がけること**が大切です。



③事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録について

- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について**記録**しなければなりません。

※事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、**2年間**保存すること。

※記録すべき内容として、事故の概要、事故発生時の対応、事故発生後の状況（家族や関係機関への報告等を含む）、事故の原因分析、再発防止策等が挙げられます。



④賠償すべき事故が発生した場合について

- ・ **入所者（利用者）に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。**

※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入する。



⑤－1 事故の発生又はその再発を防止するために講ずべき措置について【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



⑤ー 2 事故発生の防止のための指針について

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- 1 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- 2 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- 5 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針



⑤ー 3 事故の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底について

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- 1 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- 2 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、1の様式に従い、介護事故等について報告すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会において、2により報告された事例を集計し、分析すること。
- 4 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- 5 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- 6 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。



⑤ー4 事故発生の防止のための委員会について

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- **事故発生の防止のための検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要。**
- **事故発生の防止のための検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。**
- **事故発生の防止のための検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。**



⑤ー5 事故発生の防止のための従業者に対する研修について

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- ・ **介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。**
- ・ **職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。**
- ・ **また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。**



⑤ー6 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者

について【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

事故発生を防止するための体制として、事故発生防止等の措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。

なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者。

4. 衛生管理について

(対象サービス)

全サービス



① 事業所が講ずべき必要最低限の衛生管理について

- 入所者（利用者）の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
- インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その**発生及びまん延を防止するための措置**について、適切な措置を講じること。
- 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めること。



② 感染症等の予防及びまん延の防止のための措置について

- 1 施設（事業所）における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を定期的実施すること。
- 4 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。



②ー1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について（1）

対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

ポイント	留意事項
構成メンバー	幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくこと。感染対策担当者は看護師が望ましい。
開催時期	概ね3月に1回 以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
設置・運営方法	感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
職員への周知	委員会の結果 について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。



②ー1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について（2）

対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院を除く全サービス

ポイント	留意事項
構成メンバー	感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要。
開催時期	概ね6月に1回以上 、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
設置・運営方法	感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
職員への周知	委員会の結果 について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。



②ー 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について（1）

対象：施設系サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

平常時の対策及び**発生時の対応**を規定する。

- ・ **平常時の対策**としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等。
- ・ **発生時の対応**としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。

※それぞれの項目の記載内容の例については、**「介護現場における感染対策の手引き」**を参照された^い。

②ー 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について（2）

対象 （1）の施設系サービス除く全サービス

平常時の対策及び**発生時の対応**を規定する。

- ・ **平常時の対策**としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等。
- ・ **発生時の対応**としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。

※なお、それぞれの項目の記載内容の例については、**「介護現場における感染対策の手引き」**を参照されたい。



②ー 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について

ポイント	留意事項
内容	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設（事業所）における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
実施回数	指針に基づいた研修プログラム（年間計画）を作成し、 定期的な研修（年2回以上）を実施 するとともに、 新規採用時には必ず感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施 すること。 ※また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設（事業所）の指針が周知されるようにする必要がある。
実施方法	厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと
記録	研修の実施内容について記録し、保管すること。従業員から報告書や受講アンケート等を徴して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組に役立てる。 

②ー4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練について

ポイント	留意事項
内容	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設（事業所）における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
実施回数	平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的 <u>（年2回以上）</u> に行うこと
実施方法	感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
記録	訓練の実施内容について記録し、保管すること。



②ー5 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応について

対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- 1 従業者が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者等に報告する体制を整えること。
- 2 管理者等は、感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 3 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び入所者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 4 医師及び看護職員は、当該介護老人福祉施設等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
- 5 管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、有症者等の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。



次ページへ続く

②ー5 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応について

対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- 6 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
- 7 管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ 上記以外で通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- 8 前号の報告を行った介護老人福祉施設等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。



5分でわかる

【基本的な感染症対策】



相模原市保健所 疾病対策課

5. **非常災害対策について**

(対象サービス)

**施設、入所・居住系、多機能型、通所系
の全サービス**



非常災害対策について

- 1 非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
 - ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制とすること。
- 2 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 - ⇒ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めるとともに、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとして下さい。

6. 業務継続計画の策定等について

(対象サービス)

全サービス



① 感染症に係る業務継続計画について

措置事項	講ずべき内容	備考
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・ 初動対応 ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 	<p>※各項目の記載内容については「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」参照。</p> <p>マスクや消毒用品の備蓄をお願いします。</p>
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的（年2回以上）開催。新規採用時には別に研修を実施すること。 ・ 研修の実施内容についても記録すること 	<p>※感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（事業所）内の役割分担の確認、感染症が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施 	<p>※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない。</p>



② 災害に係る業務継続計画について

措置事項	講ずべき内容	備考
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・ 他施設（事業所）及び地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目の記載内容については「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。 <div data-bbox="1454 692 2433 949" style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>3日分の食料、飲料水、簡易トイレの備蓄をお願いします。</p> </div>
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的（年2回以上）開催。新規採用時には別に研修を実施すること。 ・ 研修の実施内容についても記録すること 	
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（事業所）内の役割分担の確認、災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない。



③ 業務継続計画の見直しについて

- 1 事業所の状況に即した計画に**継続的に検討・修正**をする。
- 2 災害等は想定される内容が地域によって異なるため、**実態に応じて設定**をする。
- 3 感染症はウイルスの種類等によって必要な対応が異なるため、**最新の知見等**を踏まえて設定をする。
- 4 訓練等を実施した際に**洗い出された課題**があれば、計画に反映する。



7 協力医療機関との連携体制 の構築について

(対象サービス)

特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、
地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護医療院、認知症対応型共同生活介護



協力医療機関の要件について

入所者（利用者）の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなりません。協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなりません。

NO	要件	対象サービス
①	入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること	特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護
②	診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること	
③	入所者の症状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（この場合、病院に限ります）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のみが対象要件



協力医療機関に関する基準について

NO	基準
1	1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、相模原市に届け出なければならない。
2	第二種協定指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定するもの）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
3	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
4	入所者（利用者）が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者（利用者）の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設（事業所）に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
5	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
6	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。



予防救急

◎項目

- ・予防救急って?
- ・今日から実践!! 予防救急



担当課
消防局警防部
救急課救急指導班

予防救急って？

- 救急車が必要になるような病気やケガ等を少しの注意や心がけで未然に防ぐ取り組みを「**予防救急**」といいます。
- 事故の原因を知ることによってどういったことに注意が必要か気づきやすくなります。
- 今日からできる予防救急について具体的な事例を交えて紹介します。



自宅だけでなく介護施設でも事故が発生しています。共通する注意点が多いです。ご自身の施設や訪問先を確認してみましょう。

こんな事故が多く起きています。

事故予防チェック!



1位 滑る
浴室、廊下、玄関など

4位 ぶつかる
家具、人、柱、ドアなど

2位 転落
階段、ベッド、脚立、椅子など

3位 窒息
食物(餅・肉等)、薬等の包装など

他にも危険な事例がたくさんあります。確認してみましょう。



救急お役立ち
ポータルサイト

救急 ポータルサイト 検索

※発生事例の多い順に番号をつけています。
参考資料「東京消防庁救急搬送データからみる日常生活事故の実態」



今日から実践!! 予防救急

転倒

段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気をつけましょう
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう



転落

階段、ベッド、脚立、椅子など

- 階段などには手すりを配置しましょう
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう
- 脚立などを使用して作業をする時は補助者に支えてもらいましょう



窒息

食物(餅・肉等)、薬等の包装など

- 細かく調理。ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう
- 急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう



ぶつかる

家具、人、柱、ドアなど

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- 通路などに物を置かないようにしましょう
- 暗いところは十分な明るさを確保しましょう



救急車は、限られた救急資源

- 救急車は、限られた救急資源です。
- 予防救急で救急事故を減らす取り組みに

ご協力をお願いいたします



8. 記録の管理について

(対象サービス)

全サービス



記録の管理について

1 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

⇒雇用契約書や履歴書、資格証、従業員から徴取すべき秘密保持の誓約書等は、揃えて適切に保管してください。

2 入所者（利用者）に対するサービスの提供に記録を整備し、その完結の日（契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日）から決められた期間、適切に保存しなければなりません。

⇒詳細は次のページの一覧表のとおり。



NO	記録	保存年限	
1	居宅サービス計画・施設サービス計画・各サービス（※注）の介護計画	提供の完結の日から2年間又は介護給付費の受領の日から5年間のいずれか長い期間	
2	提供した具体的なサービスの内容等の記録・指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録・個々の利用者ごとに必要な事項を掲載した居宅介護支援台帳		
3	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	提供の完結の日から2年間	
4	市への通知に係る記録		
5	苦情の内容等の記録		
6	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
7	運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 ・ <u>地域密着型サービスに限る</u>		
8	主治の医師による指示の文書、看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・ <u>看多機に限る</u>		
9	居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ・ <u>老健に限る</u>		
10	福祉用具の保管又は消毒の委託業務の実施状況の記録、委託業者へ改善指示を行った際の確認の記録 ・ <u>福祉用具貸与に限る</u>		
11	介護給付費の請求、受領等に係る書類		介護給付費の受領の日から5年間
12	利用者又は入所者から支払を受ける利用料の請求、受領等に関する記録		
13	従業者の勤務の実績に関する記録		
14	その他市長が特に必要と認める記録		
15	診療録【医師法第24条第2項の規定】 ・ <u>老健、介護医療院の医師が診察したときに限る</u>	提供の完結の日から5年間	

※注：認知症対応型共同生活介護計画、訪問介護計画（訪問介護相当サービス計画）、訪問入浴介護計画、訪問リハビリテーション計画、通所介護計画（通所介護相当サービス計画）、通所リハビリテーション計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、夜間対応型訪問介護計画、地域密着型通所介護（通所介護相当サービス計画）、認知症対応型通所介護計画、福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画、小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画

9. 苦情対応について

(対象サービス)

全サービス



苦情対応について

- 1 提供したサービスに関する入所者（利用者）及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、**苦情を受け付けるための窓口を設置**する等の**必要な措置（※）**を講じなければならない。
(※) 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、入所（利用）申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること
- 2 苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録**しなければならない。
- 3 提供したサービスに関し、介護保険法 2 3 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者（利用者）からの苦情に関して市町村が行う**調査に協力**するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該**指導又は助言に従って必要な改善**を行わなければならない。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、**改善の内容を市町村に報告**しなければならない。
- 5 提供したサービスに関する入所者（利用者）からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 1 7 6 条の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。



10. 福祉基盤課からの周知事項

【対象サービス】

全サービス



① 共生型サービスについて

「共生型サービス」とは、平成30年に設けられた制度で、障害福祉サービス等を受けていた障害者の方が、65歳以上になっても使い慣れた事業所で介護サービスを受けることができます。

「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができます。

介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能です。共生型サービスの導入を検討している事業所様がいらっしゃいましたら、福祉基盤課までお問合せください。



② 各種届出方法について

- 申請・届出につきましては、本市ホームページをご確認の上、必要書類等を作成の上、指定された提出期限までに、申請・届出を行ってください。
- 申請・届出方法については、原則として、「電子申請」または「郵送」となります。
※相模原市では、介護保険サービス事業者が申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（厚生労働省）」を活用したオンラインでの申請受付を開始しました。一部、電子申請に対応していないものがありますので、ご注意ください。

【本市ホームページ】

URL https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/kaigohoken/1011562.html

「相模原市ホームページトップ」→「子育て・健康・福祉」→「介護・介護予防」→「介護の事業者向け情報」→「介護サービス事業者に係る申請書・届出書等」



③ 福祉基盤課へのお問い合わせ方法について

介護保険サービス事業所の運営、設備及び介護報酬の基準及びその解釈、各種届出に関するお問い合わせについては、専用の問い合わせフォームにてお受けしておりますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、お問い合わせ内容を確認し次第、順次、担当者よりメールまたは電話にて回答いたしますが、質問内容等によっては、回答までに時間を要する場合がありますことを予めご了承ください。

【介護保険サービス事業所の運営、設備及び介護報酬の基準及びその解釈、各種届出に関するお問い合わせについて】

★問い合わせ専用フォームはこちら★

URL：<https://logoform.jp/form/oWjU/646607>

または QRコード



【介護事故の第一報に関する報告、介護従事者による虐待通報、介護施設（事業所）内で生じた不適切事案及び緊急性の高い事案の報告及び相談について】

福祉基盤課 高齢指定・指導班

電話042-769-9226（直通）



ご清聴ありがとうございました♪

